

[事案 17-3] 契約取消・保険料返還・法定利息支払請求

- ・平成 17 年 5 月 9 日 裁定受理
- ・平成 17 年 9 月 26 日 和解成立

< 事案の概要 >

営業職員が手製資料をもって説明した契約の無効を求めて裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

契約時の設計書では大学入学時生存保険金ならびに祝金を満期時までの 17 年間予定利率年 7 分で運用すると記載されており、予定利率は契約者に約束した利回りと説明を受けた。これまで保険会社との交渉した中では保険会社から「契約を無効の扱いにし、積立てた保険料に 30 万円を加算して支払う」との回答を得たが、手書きメモだけの説明でありパンフレットを受け取っておらずまた商品説明も受けていない。これは募集行為に「故意の欺罔行為があった」ので「詐欺が成立」するもので、保険契約は無効になる。よって既払込保険料に法律に基づき年 5 分の利率を乗せた返還（345,000 円）を求める。

< 保険会社側の主張 >

当事の営業職員の募集活動について調査したところ、職場でパンフレットを手交しており、また、当時申立人は他社 2 社と比較して検討していたという事実からも手書きメモ程度で加入を決定されたとは考えにくく、詐欺・錯誤による加入・不法行為には該当しないと判断する。

16 年間継続して頂いている契約を取り消したうえ既払込保険料を全額返金することは他の契約者との公平性を考え出来かねることであるが、営業職員が手製資料を渡したことや申出に対する支社対応に不手際があったことから、該当契約の取消を行い、既払込保険料を返金し加えて解決金として 30 万円を支払うことで解決を図りたい。

< 裁定の概要 >

裁定審査会が審理を進める中で申立人から 契約の取消を行い、既払込保険料を返金、大学入学時生存保険金 69 万円の半額の 34,500 円、にて和解したいとの意向が裁定審査会に示された。そのため、裁定審査会は保険会社の意向を確認し「保険会社は契約の取消を行い既払込保険料を返金する、また、解決金として 34,500 円を支払う」との和解案を当事者双方に示し、双方の合意を得たので和解契約書の調印をもって円満に解決した。